答申第５号

令５情個審特第８号
令和５年１１月１日

秋田市教育委員会　様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会長　柴　田　一　宏

保有個人情報部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

令和５年４月４日付け令５教総第４６号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

１　当審査会の結論

秋田市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和４年１２月６日付け令４教教職第１３６８号により、審査請求人に係る「会計年度任用職員、部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの一切の個人情報（電磁的記録含む・○○○○年○月○日以降）」の保有個人情報に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して決定した保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、開示した保有個人情報の他に、別表に掲げる文書を本件開示請求に係る対象保有個人情報と特定した上で、開示決定等をすべきである。

２　審査請求に至るまでの経緯

(1) 審査請求人は、令和４年１１月２２日付けで秋田市個人情報保護条例（平成１７年秋田市条例第１１号。以下「条例」という。）第１２条の規定に基づき、実施機関に対し本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、当該開示請求に対し、対象となる保有個人情報を「令和○年度秋田市会計年度任用職員（部活動指導員）の採用について（令和○年○月○○日起案）ほか１２件」（以下「開示文書１」と総称する。）と特定し、氏名、評価等を条例第１３条第３号に規定する開示請求者以外の個人情報に当たるとして部分開示することを決定し、令和４年１２月６日付け令４教教職第１３６８号で審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和５年３月１日付けで、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求を行った。

３　審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア　開示文書１には、審査請求人の職務遂行や退職に至る経緯に関する○○○中学校内又は教育委員会内部での報告、検討文書（電子メール等含む。）がなかった。

イ　任期途中での退職という異例の事態の報告がされたのであれば、その経緯等について○○○中学校および教育委員会で何らかの記録が作成され、検討経過の記録がされているはずである。

ウ　教育委員会からの令和４年１２月２３日付け回答書（以下「回答書」という。）では、○年○月○○日および○○日に校長から報告があったことが記載されており、その報告の詳細が記載されていることから、これらの報告文書が存在するはずである。

エ　回答書では、令和○年○月○○日の報告内容として、保護者から○○○中学校に苦情が寄せられた記載があるが、苦情に関する文書が一切開示されていない。

オ　実際に、辞職願を「収受、起案、決裁」したのが、令和○年○月○○日ではないことを認めている。事実と異なる文書を作成するに

当たり、教育委員会内において、そのような虚偽公文書作成に係る検討や照会がされていたはずである。

カ　辞職願が、どのような経緯（郵送か持参かメール添付かなど）で、教育委員会に「到達」したのかも明らかではない。郵送であれば、送付文書、メール添付であれば、そのメールも存在しているはずである。

キ　審査請求人に係る保有個人情報は、○○○中学校および教育委員会に、開示文書１以外にも多数存在することが明らかであり、これらは直ちに開示されるべきものである。

ク　令和５年６月１日付け令５教教職特第１号の公文書部分開示決定通知書に基づいて審査請求人の弁護士に対して開示された１１０件の公文書（以下「開示文書２」と総称する。）によれば、次の文書は審査請求人に係る保有個人情報で、開示されるべきであり、実施機関は審査請求人に対して、全ての文書を開示していない。

(ｱ) 書込について（令和○年○月○○日付け○○○中学校発信電子メール）

(ｲ) 辞職願について（令和○年○月○○日付け教職員室発信電子メール）

(ｳ) 質問書について（回答）（令和４年１２月２３日付け令４教教職特第３号起案）に添付しているＷｅｂページ

(ｴ) 添付文書管理票（令和○年○月○○日付け令○教教職第５４２号起案の添付文書管理票番号：１３３１）

４　実施機関の説明要旨

(1) 任期途中の職員が退職を申し出た場合は、退職の理由および退職日が記載された本人が記名した辞職願を、学校が本人から受け取った後に教育委員会に提出し、教育委員会で退職の承認について決裁を行い、文書を保存している。教育委員会は辞職願の提出をもって退職の意思を確認するものであり、退職を希望するに至った理由や経緯によって、教育委員会が職員の退職の是非を検討するものではないことから、通

常退職を申し出た理由や経緯を記録した文書を作成していない。

審査請求人の職務遂行状況は、○○○中学校の校長および教頭が開示文書１および口頭による連絡で随時確認し、教育委員会へ報告していた。

審査請求人の職務遂行や退職に至る経緯に関する報告、検討文書は開示文書１以外に作成していない。

(2) 審査請求人が辞職する旨の報告は、○○○中学校の校長から教育委員会へ電話によりなされた。報告された内容を記録した文書は作成していない。

(3) 令和○年○月○○日および○○日の○中学校の校長から教育委員会への報告は電話で行われ、その内容の教育委員会内での共有も口頭で行われた。報告された内容を記録した文書は作成していない。

(4) 保護者からの審査請求人に対する苦情は、部活動顧問教諭から教頭へ口頭で報告され、さらに教頭から校長へ口頭で報告された。事実確認のため、校長らと審査請求人が面談を行った際に審査請求人が辞職を申し出たことにより、苦情に対するその後の組織的対応が不要となったことから、保護者からの苦情に関する記録は作成していない。

(5) 教育委員会において、審査請求人が令和○年○月○○日に辞職したいとする意思を尊重して対応することを確認したが、文書としての記録はない。また、市内小中学校と教育委員会を往復する文書便で、○月○○日に、辞職願のみが封筒に入った状態で○○○中学校から教育委員会に提出されたため、同校から教育委員会に送付された文書は、辞職願以外に存在しない。

(6) 本件処分に基づき開示した文書以外に開示すべき文書は存在しない。

(7) 開示文書２のうち、審査請求人が開示されるべきと主張する文書について、対象保有個人情報として特定しなかった理由は次のとおりである。

ア　３の(2)のクの(ｱ)の文書

課所室長が職務上、送受信した電子メールは公文書であり、教職員室長が受信した当該電子メールは公文書に該当する。ただし、審

査請求人が本件開示請求を行った時点では、当該メールは組織的に利用するために保存されていたものではないこと、および添付ファイルの内容が審査請求人の個人的意見についての記載で部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの個人情報には当たらないことから、保有個人情報には該当しない。

イ　３の(2)のクの(ｲ)の文書

審査請求人が辞職を申し出たことを受けて、会計年度任用職員が辞職願を提出する場合に参考として使用しているひな形を○○○中学校教頭へ送信したものであり、個人情報には当たらない。

ウ　３の(2)のクの(ｳ)の文書

審査請求人が作成したＷｅｂページについては、保護者から苦情が寄せられたことを受けて、職員が印刷して内容を確認したものの、審査請求人が辞職を申し出たことによってその後の組織的対応が不要となり、当該Ｗｅｂページについて何らかの対応を検討したり、判断の材料として使ったりする予定がない状態となっていたため、審査請求人の本件開示請求の時点では、組織的に利用するために保存および共有されていたものではない。

その後、令和４年１２月１３日付けで審査請求人の弁護士から質問書の提出があり、当該質問書への回答を作成するため、教育委員会内で当該Ｗｅｂページの内容を共有する必要が生じ、起案文書に参考資料として添付したことにより、組織的に利用するために保存および共有されることとなった。

エ　３の(2)のクの(ｴ)の文書

令和○年○月○○日付け令○教教職第５４２号文書は、文書管理システム上で電子起案され電子決裁を受けた文書であるが、起案に紙媒体である審査請求人の辞職願を添付する必要があったため、電子と紙とを併用する方式で処理されたものである。この場合、添付文書管理票を文書管理システムから出力し、当該添付文書管理票に紙媒体の資料を添付して回議することになっている。審査請求人への開示文書は決裁されたことを示す文書管理システムから出力した

帳票であり、審査請求人の弁護士への開示文書は起案時の紙媒体である添付文書管理票の写しである。両者は同一の内容のものであり、異なる文書ではない。

5　当審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるが、実施機関は、開示文書１を本件対象保有個人情報として特定し、その一部を開示する決定を行った。これについて、審査請求人は、実施機関が特定した保有個人情報以外に、本件開示請求に係る保有個人情報があるとの主張であることから、以下本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報の妥当性について

ア　対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人に係る「会計年度任用職員、部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの一切の個人情報（電磁的記録を含む・○○○○年○月○日以降）」である。

イ　公文書開示請求で開示された文書

審査請求人は、令和５年６月２９日付け意見陳述書において、開示文書２には本件開示請求に係る対象保有個人情報に該当するものがあると主張する。

そこで当審査会において開示文書２のうち、開示文書１と重複するものを除き審査請求人についての記載又は関連がある文書について確認したところ、審査請求人が開示されるべきと主張する保有個人情報も含め、実施機関において審査請求人に関する６件の公文書を保有していることが判明した。実施機関は、本件開示請求の対象である「部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの個人情報」を狭義に捉えているが、審査請求人の主張の趣旨からすると、在任期間における全ての保有個人情報の開示を請求しているものと

解すべきであり、対象保有個人情報の特定は、次のとおり一部で十分になされていない。

なお、校務の効率化を図るために教育委員会内で運用されているシステム「ＥＤＵＣＯＭマネージャーＣ４ｔｈ」で送受信された職務に関するメールの公文書該当性については、当事者間に争いがない。

(ｱ) ３の(2)のクの(ｱ)の文書

実施機関は、当該電子メールは、審査請求人に関する苦情があった旨を○○○中学校から教育委員会へ報告した後に、同校教頭が教職員室長へ参考として情報提供したものであること、および添付ファイルの内容が審査請求人の個人的意見について記載されたものであったことから、部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの個人情報には当たらないと主張する。

当該電子メールの添付ファイルすなわちＷｅｂページの内容自体には、審査請求人を特定することができる記載はないが、電子メールや添付ファイルのタイトルには審査請求人の氏名が付されており、照合することにより特定することが可能となる。当該電子メールは、審査請求人の在任期間における保有個人情報であるから、電子メール本文と添付ファイルとを一体のものとして本件請求に係る対象保有個人情報として特定すべきである。

(ｲ) ３の(2)のクの(ｲ)の文書

実施機関は、当該電子メールは、審査請求人の退職の意向を受けて、会計年度任用職員が退職願を提出する場合に参考として使用するひな形を教職員室から○○○中学校の教頭に宛てて送信したもので、個人情報には当たらないと主張する。

当該電子メールによる退職願のひな形の送信は、審査請求人が退職の意向を表明しなければ行われなかったものであり、審査請求人の退職に関連する文書ではあるが、条例第２条第２号の個人情報に該当する情報は含まれておらず、本件請求に係る対象保有個人情報として特定しなかったことは、妥当である。

(ｳ) 辞職願について（令和○年○月○○日付け○○○中学校教頭受信電子メール）

当該電子メールは、(ｲ)の電子メールを受信した○○○中学校の教頭が保有していたデータであり、条例第２条第２号の個人情報に該当する情報は含まれておらず、本件請求に係る対象保有個人情報として特定しなかったことは、妥当である。

(ｴ) 質問書（令和○年○月○日付け）

実施機関は、保護者から寄せられた質問書であるから、部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの個人情報には当たらないと主張する。当該質問書がどのように処理され、どのように保管されていたかは不明であるが、審査請求人の弁護士の公文書開示請求に対して実施機関が開示を行っていることからすると、公文書該当性については、実施機関も認めているところである。当該質問書の宛名には、部活動の顧問の氏名および部活動指導員である審査請求人の姓の記載があるから、当該質問書は、審査請求人の在任期間における保有個人情報であり、本件請求に係る対象保有個人情報として特定すべきである。

(ｵ) ３の(2)のクの(ｳ)の文書

実施機関は、審査請求人が本件請求を行った時点では印刷された当該Ｗｅｂページを組織共用していなかったと主張し、保有個人情報への該当性を否定している。しかしながら、審査請求人に対する苦情への対応を行う過程で職員が当該Ｗｅｂページを印刷し、複数の職員が確認したことは実施機関も認めているところであり、どのように保管されていたかは判然としないが、審査請求人の弁護士の質問書への回答を作成し起案を行った令和４年１２月２３日までは保管されていたものであるから、Ｗｅｂページを印刷し保管を開始した当初から組織共用されていたものと認められる。また、Ｗｅｂページの冒頭には、記事の投稿者として審査請求人の氏名が記載されているとのことから、当該Ｗｅｂページは、審査請求人の在任期間における保有個人情報に該当し、本件

請求に係る対象保有個人情報として特定すべきである。

(ｶ) ３の(2)のクの(ｴ)の文書

実施機関は、「退職の承認について（○○○中　部活動指導員）」の文書について、審査請求人への開示文書は、決裁されたことを示す文書管理システムから出力した帳票で、審査請求人の弁護士への開示文書は、文書管理システムで起案した際に紙の添付資料がある場合に当該資料に付される添付文書管理票の写しであって、両者は同一の内容のものであり異なる文書ではないと主張する。

審査請求人に対し添付文書管理票が開示されなかった理由は明確にされていないが、いずれも審査請求人の退職の承認に係る起案文書の一部であり、添付文書管理票は、審査請求人の在任期間における保有個人情報に該当し、本件請求に係る対象保有個人情報として特定すべきである。

ウ　審査請求人の文書の存在に関する主張

審査請求人は、イに関する主張を除き、審査請求書等において文書の存在に関する種々の主張をしているが、当該主張を裏付ける証拠は示されておらず、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

エ　以上より、「１　当審査会の結論」のとおり判断する。

6　付言

審査請求人は、本件請求により、審査請求人に係る「会計年度任用職員、部活動指導員の選任から職務遂行、退職に至るまでの一切の個人情報」の開示を求めていたものであり、審査請求人についての記載又は他の情報との照合により審査請求人を特定することができる関連文書が含まれることは、その文言から明らかである。これについて、対象保有個人情報としなかったことは、実施機関の保有個人情報の特定が不十分であったと言わざるを得ない。

保有個人情報の開示に当たっては、保有個人情報の特定はもとよりそ

の前提となる公文書の取扱いを含め、実施機関には適正な管理運用が求められていることから、本件のような事態が再発しないよう改善を求めたい。

7　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について次のとおり調査審議を行った。

年　月　日	経　　過
令和５年４月４日	実施機関から諮問書を受付
令和５年５月１７日	審議
令和５年６月２９日	審査請求人から意見書を受付
令和５年７月３日	審議、審査請求人および実施機関から意見聴取
令和５年７月２０日	実施機関から意見書を受付
令和５年８月７日	審査請求人から意見書を受付
令和５年８月２３日	審議
令和５年１０月４日	審議
令和５年１１月１日	答申

8　審査会委員の回避について

本件の調査審議については、竹田勝美委員から、実施機関との間に利害関係があると疑われるおそれがあるため、審議を回避したい旨の申出があった。

当審査会では、審議の公平性および中立性に疑義を受けないようにという竹田委員の意思を尊重し、この申出を全員一致で認めたものである。

したがって、竹田委員は本件事案の調査審議には参加していない。

（審議委員）

柴田一宏会長、上田晴彦委員、佐藤郁子委員、中澤俊輔委員、
橋田直久委員

別表

1	書込について（令和○年○月○○日付け○○○中学校発信電子メール）
2	質問書（令和○年○月○日付け）
3	質問書について（回答）（令和４年１２月２３日付け令４教教職特第３号起案）に添付しているＷｅｂページ
4	添付文書管理票（令和○年○月○○日付け令○教教職第５４２号起案の添付文書管理票番号：１３３１）